

添付法令資料 1 :

韓国地方税徴収法 (目次)

2023 年 12 月 29 日法律第 19861 号により一部改正 2024 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 11 条の 4)
- 第 2 章 徴収
 - 第 1 節 徴収手続 (第 12 条ないし第 24 条の 3)
 - 第 2 節 徴収猶予 (第 25 条ないし第 29 条)
 - 第 3 節 督促 (第 30 条ないし第 32 条の 2)
- 第 3 章 滞納処分
 - 第 1 節 滞納処分の手続 (第 33 条ないし第 39 条の 2)
 - 第 2 節 差押え禁止財産 (第 40 条ないし第 43 条)
 - 第 3 節 滞納処分の効力 (第 44 条ないし第 47 条)
 - 第 4 節 動産及び有価証券の差押え (第 48 条ないし第 50 条)
 - 第 5 節 債権の差押え (第 51 条ないし第 54 条)
 - 第 6 節 不動産等の差押え (第 55 条ないし第 60 条)
 - 第 7 節 無体財産権等の差押え (第 61 条及び第 62 条)
 - 第 8 節 差押えの解除 (第 63 条ないし第 65 条)
 - 第 9 節 交付請求及び参加差押え (第 66 条ないし第 70 条)
 - 第 10 節 差押え財産の売却 (第 71 条ないし第 96 条)
 - 第 11 節 清算 (第 97 条ないし第 103 条の 2)
 - 第 11 節の 2 公売等の代行 (第 103 条の 3 及び第 103 条の 4)
 - 第 12 節 滞納処分の中止・猶予 (第 104 条ないし第 107 条)
- 附則